

議案第 11 号

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日から市立病院医師に新たな職位である参事を設置することに伴い、当該職位における医師業務手当について規定するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１６年京丹後市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第１８条第２項中第９号を第１０号とし、第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(７) 病院参事 月額２３万円以内で市長が定める額

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年京丹後市条例第73号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条～第17条の4 (略) (医師業務手当) 第18条 医師業務手当は、医師の業務に従事した者に対し支給する。 2 前項の手当の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 病院長 月額60万円以内で市長が定める額 (2) 病院特別参与 月額50万円以内で市長が定める額 (3) 病院副院長 月額40万円以内で市長が定める額 (4) 診療所長 月額30万円以内で市長が定める額 (5) 病院診療部長 月額30万円以内で市長が定める額 (6) 病院診療科部長 月額25万円以内で市長が定める額 (7) 病院診療科医長 月額21万円以内で市長が定める額 (8) 医師 月額19万円以内で市長が定める額 (9) 過疎地域に設置された診療所に常駐し、当該地域医療に従事した医師 月額15万円以内で市長が定める額 3・4 (略) 第18条の2～第23条 (略)	京丹後市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 平成16年4月1日 条例第73号 第1条～第17条の4 (略) (医師業務手当) 第18条 医師業務手当は、医師の業務に従事した者に対し支給する。 2 前項の手当の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 病院長 月額60万円以内で市長が定める額 (2) 病院特別参与 月額50万円以内で市長が定める額 (3) 病院副院長 月額40万円以内で市長が定める額 (4) 診療所長 月額30万円以内で市長が定める額 (5) 病院診療部長 月額30万円以内で市長が定める額 (6) 病院診療科部長 月額25万円以内で市長が定める額 <u>(7) 病院参事 月額23万円以内で市長が定める額</u> <u>(8) 病院診療科医長 月額21万円以内で市長が定める額</u> <u>(9) 医師 月額19万円以内で市長が定める額</u> <u>(10) 過疎地域に設置された診療所に常駐し、当該地域医療に従事した医師 月額15万円以内で市長が定める額</u> 3・4 (略) 第18条の2～第23条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>